

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

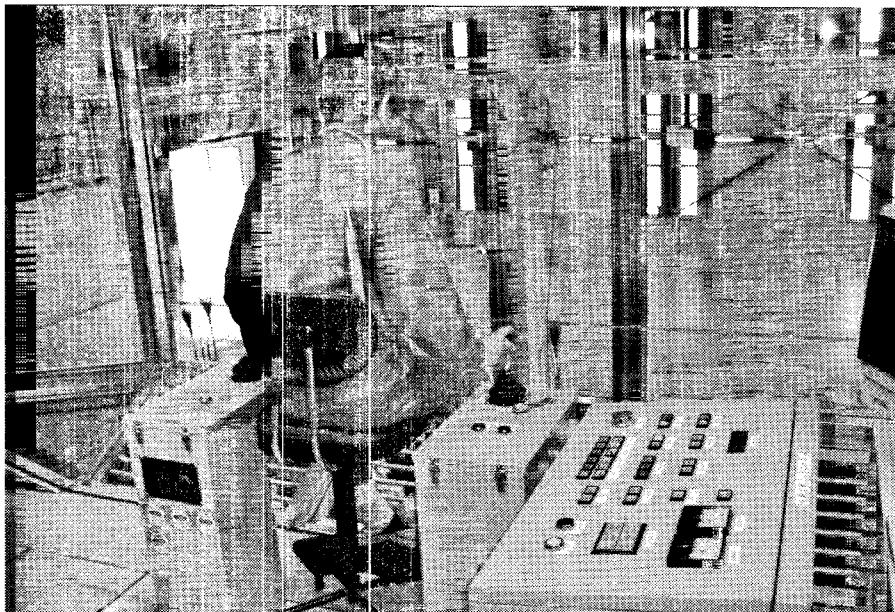
ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2000.10.10発行(通巻第299号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



●RSDで後遺障害7級の認定勝ち取る 2

●指曲がり訴訟・原告本人証言
-現場で働いていない人には分からない- 自治労豊中市職 ... 6

●職場改善事例しょうかい その13
自治労豊中市伊丹市クリーンランド労働組合 8

●労災職業病ホットラインに45件の相談 13

●前線から(ニュース) 16

9月の新聞記事から／19
表紙／ごみクレーンの操作 (豊中市伊丹市クリーンランド)

'00 10

RSDで後遺障害7級の認定勝ち取る

吉岡成夫

(ひまわり医療生活協同組合・田島診療所)

5月11日、東大阪労基署は、TKさんの右母指先端部の断傷に端を発するRSD(反射性交感神経異常症)による後遺傷害に対して、傷害等級7級の認定をだしました。

TKさんは、97年5月、仕事中に右母指先端部指骨を切断するという労災事故にあいました。TKさんは、すぐに治療を受けましたが、最初の医師はRSDについての知識がなく、必ずしも適切な処置を受けられないままだったようです。

事後の経過がはかばかしくないので、TKさんは半年後に田島診療所に受診しました。田島医師は、診察してすぐにRSDであることに気づき、その治療をおこないました。

TKさんの症状は、右手指は薬指を除いてほとんど全麻痺で痛みのため殆んど動かせず、右母指は極端な神経過敏、右上腕までの骨萎縮と関節の拘縮、右上肢全体の筋萎縮などであり、労働はほとんど不可能な状態でした。

2年あまりの加療の結果、症状は悪いなりに安定したということで、後遺傷害の申

請をおこなうことになりました。

田島医師は、その意見書の中で「7級に相当することは明らかだ」と確信をこめて述べていますが、労基署がそう簡単に7級認定をだすとも思われず、相当の困難が予想されました。

一方、TKさんは上記のように働くようになる可能性はほとんどなく、7級認定をうけて年金生活に入る以外に生きるすべがないという状態でした。

TKさんは、田島診療所の労災患者の集まりである被災者交流会に参加しており、そのメンバーを中心に支援運動が取り組まれました。

3月24日、後遺傷害認定申請を行い、被災者交流会役員3名も同席して東大阪労基署と交渉して、7級認定を強く迫りました。その席上、対応した補償係長は、「(被災者に) 出す名刺は持っていない」とか「(診察予定の) 医官の名前は言えない」など、極端に反動的な態度をとりましたが、本人と被災者交流会は、これに強く抗議し、ついには補償係長が口もはさめないところまで追い詰めました。その他、主

治医の意見を尊重する、つまり、主治医と医官の意見が食い違った場合はあらかじめ突合せをすることも確認し、7級認定以外ありえない状況を創りだしました。

さらに、4月20日に認定作業の進捗状況の確認交渉をおこないましたが、この席には補償係長は顔も出さず、課長が出席して、「田島医師意見書の内容に特に問題なく、医官面診はおこなわない」旨、言明しました。まさに東大阪労基署の大英断であると言わなければなりません。

その後、4月28日付けですんなり7級認定が決まり、本人に伝えられました。1ヶ月余りで申請通りに認定されたことも異例のスピードであったと思います。

7級に認定されたことは、いうまでもなく年金対象になったということで、安いとはいえ生活の基盤が確保されたということです。後遺障害認定の制度には問題も多いわけですが、制約の中でも、労災被災者に最大限有利に活用することができました。

このような成果を得ることができた要因は、まず第一に本人の頑張りですが、本人を孤立させず一緒に労基署交渉に臨んだ被災者交流会にも注目しなければなりません。また、被災者を支える医療スタッフの努力もありました。

一人で悩まず、力を合わせて生き抜いていく被災者とそれを支える運動を今後も広げていきたいと思います。

人と人との出会いの不思議さを思う日々です

ひまわりの会労災被災者交流会 T・K

平成9年5月に、業務中にブレーキで右母指を挟み、爪の3分の1から切断し、病院に行きました。背中越しに「労災にかかるな」と社長に言われ、3ヶ月近く経過しても疼痛は軽減せず、再度手術をしましたが疼痛は変わらず、不安の毎日でした。

そして、休業補償の存在さえ知らず、人づてに聞き、自分で104の番号案内で労基署の電話を調べ、直接問い合わせました。この間会社は労基署への手続き一切なしです。

平成9年11月に初めて田島診療所で受診をして、田島ドクターから即座にRSD

と診断を受け治療を続けましたが、田島ドクターの提言を受け等級7級の3の請求申請を平成12年3月24日にして、その間に、ひまわりの会労災被災者交流会のKさん、Mさん、田島診療所のケースワーカーのYさん同席で労基署との直接交渉を2回行いました。

そして、労基署の医師の診察はなしとの連絡を受け、田島ドクターの診断書、後遺傷害意見書の正しさが立証されたものです。平成12年4月28日付で申請通り承認され、ほっと安堵、感謝、喜びの気持ちで一杯です。（4ページに続く）

R S Dと後遺障害

田島隆興（田島診療所・医師）

開業してから5年の間にR S D（反射性交感神経異栄養症 Reflex Sympathetic Dystrophy）の患者さんが3名来院されました。

この難しい名前の病気は、手や足の外傷の後に交感神経が刺激され動脈が収縮しますが、その状態が長く続るために手や足の血液の循環が年余に亘り悪くなり様々な症状を示す病気です。手や足の外傷そのものは治っても強い疼痛や、関節の拘縮が残りますので、その間患者さんを励ますことも重要な治療となります。

1) 今回のTKさんは、右手の親指の先から1cmのところを切断されました。傷そのものは、1ヶ月ほどで治りましたが、右上肢全体に強い疼痛が続き初診時は、肩、肘、手関節、指の関節が、痛みと拘縮のために殆ど動かせない状態でした。以後2年半、星状神経節ブロックを繰り返し、パラフィン浴と運動療法を続け何とか鉛筆が持

てる程度に回復しました。字をうまく書くことはできませんが。

右上肢全体をうまく使うことが出来ませんので、後遺障害7級を請求し認定されました。

2) KTさんは、フォークリフトとポールの間に左足踵を挟み踵骨骨折をいたし、踵の皮膚が壊死に陥りました。

傷は治りましたが、踵を床に着けると飛び上がるほどの痛みをいたしますのでR S Dの診断の下に永くりハビリを続けておられました。この方も受傷後2年目に痛みも軽減してきましたので、症状固定と判断し後遺障害9級を請求しました。

しかしどういうわけか、12級との判断がおろされましたので、審査請求を行っています。

3) EKさんは、工事現場で2階から転落しましたが、運悪く床から突き出ていた21mm径の鉄筋が頸に刺さり串刺しの状態になりました。

(3ページより続き)

この申請にあたり、田島診療所の職員、そしてひまわりの会労災被災者交流会の会員の皆様一同のご指導、助言、励ましが一体となり、私を応援して頂いたおかげだと思っています。

私もひまわりの会労災被災者交流会の一員として、上・下の目線でなく、右・左360度の、そして遠くの目線でお役に立てるならと思う次第です。

田島ドクターとの出会いが、もしなければと思うと……。

運良く頸髄や頸動脈等の損傷はありませんでしたので、一命は取り止めましたが上腕神経叢を傷つけたためRSDと診断されました。右上肢は、殆ど動かなくなり、強い疼痛におそわれるようになりました。加えて声がしゃがれる、右視力がなくなるという障害も加わりました。

受傷後3年目に症状固定したと判断し、右上肢の障害については5級を請求しました。

他の障害と合わせ4級と認定されたという報告を受けています。

RSDという病気は、軽微な外傷がもとで起きることもあり、理解されにくい病気ですが2年、3年と経つと落ち着いてきます。しかし大きな障害が残りますからその後の労働、生活は大幅に制約されますので、十分な補償を得ることが必要です。

武生市の中中国人実習生と組合側が和解

本誌でも報じてきた武生市の中中国人実習生に対する賃金未払いや人権侵害事件で、実習生3人と受け入れ団体の武生コンフィクソン協同組合の間で、9月30日、和解が成立した。

昨年中国人実習生が不当な労働条件に耐えかねて監督署に訴えたことから事件が発覚、実習生たちは月に手取り1万5000円、残業1時間400円で労働させられていたことが、各新聞でも報道された。その後、武生労働基準監督署は是正勧告を出したが、組合側はすぐに改善には応じず、実習生たちは外国人支援団体や労働組合の支援を受けながら、監督署や組合側と辛抱強く交渉を行ってきた。

実習生のうちの何人かは組合側に抗議したことがあつても強制帰国させられたり、様々な脅しにあって、非常に困難な状況にあった。しかし、その中でもくじけなかつた

3人は、今年5月には実習期間の1年も終わって会社の寮を出ても、ただこの交渉のために日本に残ってがんばってきた。

その努力が実って、今回の勝利和解に至った。合意した内容は、実習生3人が研修・技能実習を何ら問題なく終了したことを認める、組合理事長は昨年10月14日、実習生たちに心身への苦痛を与えたことを深く反省し、謝罪する、組合側は未払い賃金と慰謝料として解決金を実習生に支払う、というもの。実習生の訴えをほぼ認めた内容だった。今回和解を勝ち取った3人は、10月4日に中国へ帰国した。

しかし、この3人の先輩にあたる実習生4人がやはり未払い賃金やパスポート取り上げの損害賠償などを求めて今年5月16日に提訴した裁判はまだ続いている。この4人もすでに帰国しているが、引き続きご支援願いたい。

指曲がり訴訟・原告本人証言

—現場で働いていない人にはわからない— 実態無視の反対尋間に怒りの一言

自治労豊中市職員組合

学校給食センターでの「指曲がり症」公務災害認定裁判で、原告のNさんとMさんの証人尋問が9月20日に大阪地裁で行われました。Nさんは70年に教育委員会に採用、原田給食センターに配属されました。その後、92年に退職するまで原田・服部給食センターに勤務しました。80年ごろから指の関節が腫れ、激しい痛みが走るようになり、さらに関節から指が「く」の字状に曲がってきました。当日の主尋問（組合側弁護士からの質問）では、食材の下水処理から釜作業、食器洗浄までの給食センターの1日の仕事の流れを証言してもらいました。

しかし反対尋問（基金側弁護士からの質問）では、土曜や三季休業中は給食がないので作業日数は少ない、センターの人数全員であれば1人の作業は軽減される、などの業務の実態に合わない質問を繰り返したため、Nさんが「現場で働いていない人にはわかりません。」と抗議する場面もありました。

Mさんは74年に採用され、93年まで

給食センターで勤務し、その後99年に退職するまで学校職場に勤めました。

調理員時代に指曲がり症で手指を痛めたため、学校で草むしりをするのも、熊手で掘つてから草をつまんで集めなければなりませんでした。

主尋問では、三季休業中も「天井以外すべて磨き倒す」ことや、食器洗いでも、指が痛くて作業が遅れてみんなに迷惑をかけるのがつらかったと証言しました。

一方、反対尋問では、突き指とは明らかに違うにもかかわらず「バレーボールも原因ではないか」「休み中にスプーンまで洗うのか」スワンネックだけが指曲がり症の症状ではないのに「指が横に曲がっていない」など、散漫な質疑に終始しました。

裁判の最後に、松本裁判長は、証拠の提出は次回で終わり、年内で結審とする意向を明らかにしました。その後、早ければ年度内に判決となる模様です。いよいよ大詰めにきた「指曲がり症裁判」に最後までご支援をお願いします。

[原告Mさんからの手紙]

-証人席に立って-

このような場所はもちろん初めての事ですが、今まで書面で、色々な場所で、現場の厳しさを一生懸命訴えてきましたが、いづれにせよ弁護士、基金側弁護士の方々には現場内容というものが全然おわかり頂けていないので、話しがから回りといった感じでした。たとえばダンボール箱をつぶすのに指に負担がかかり辛かったと訴えると、五十箱あれば五十人でつぶせば一人一個で済むので

はないかといった具合ですので、いろいろの思いが胸につかえたまま終わった感じです。その場では時間に制限があり、はい、いいえ、といった考え方で「現場で働いている人しか分かりません」とNさんが云ってくださいましたが、私もその言葉をもう一度大声で叫びたかったです。

今後職場の為、色々とお世話くださった方々の為にも、良い結果が下る事を心から祈っています。

10月10日

M

公務災害認定請求から裁判にいたる経過

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1990.5.31 | Nさん地公災基金大阪府支部に公務災害認定請求 |
| 1990.6.1 | Mさん地公災基金大阪府支部に公務災害認定請求 |
| 1993.1.13 | 基金大阪府支部が公務外認定 |
| 1996.8.7 | 基金大阪府支部審査会が審査請求棄却 |
| 1997.5.14 | 基金審査会が再審査請求棄却 |
| 1997.9.8 | 大阪地裁へ提訴 |

心からだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

疲れ目・肩こり・腰痛・ストレスを遠ざけ!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための

情報や工夫・知恵を満載

[著者] 酒井一博
(財)労働科学研究所副所長

[漫画]さとうしんまる

[発行]全国労働安全衛生センター連絡会議

A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価] 1,200円(送料別)

[注文先]

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

職場改善事例しようかいその13

自治労豊中市伊丹市 クリーンランド労働組合

文字通り大阪府豊中市と兵庫県伊丹市が一部事務組合を設立し、当時日本最大規模のごみ処理施設として昭和38年より稼動を始めた。その後、昭和50年に現在も稼動中のごみ焼却施設、平成4年には粗大ゴミ処理施設が完成した。

能勢の「豊能郡美化センター」のダイオキシン問題で、市民は身近にあるごみ焼却施設にも関心を持つようになっている。ごみを扱うという作業での労働者の職場環境対策に、ダイオキシン対策にと多忙な豊中市伊丹市クリーンランド労組にお邪魔した。

案内は副執行委員長の岸本氏と安全衛生委員の坂口氏が、多忙な中引き受けてくれた。

クリーンランドにはごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設の2施設がある。また、焼却施設の余剰熱を利用した温水プールなどを備えるスポーツ施設「クリーンスポーツランド」が併設され、市民が利用できるようになっている。

1 粗大ごみ処理施設

○消火設備

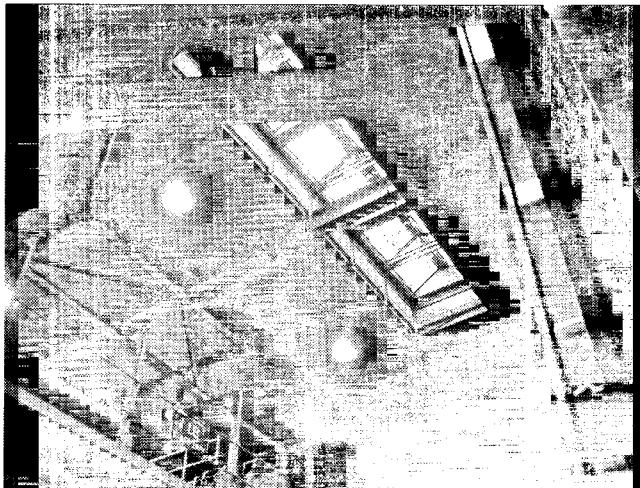
粗大ごみの中には電化製品、ビデオテープ、スプレー類、看板、素材としてはプラスティック、アルミ、鉄、木材、非常に様々なごみがある。危険物は、あらかじめ除去されるが、それでも混入していたヘアスプレーなどが破碎する



(写真1) ごみピット

ときの熱などで発火し、ごみが燃え上ることがある。

運び込まれたごみが溜められる貯留ピットには天井から水をかける散水設備と開閉式の天窓を設置して、排煙できるようにした。

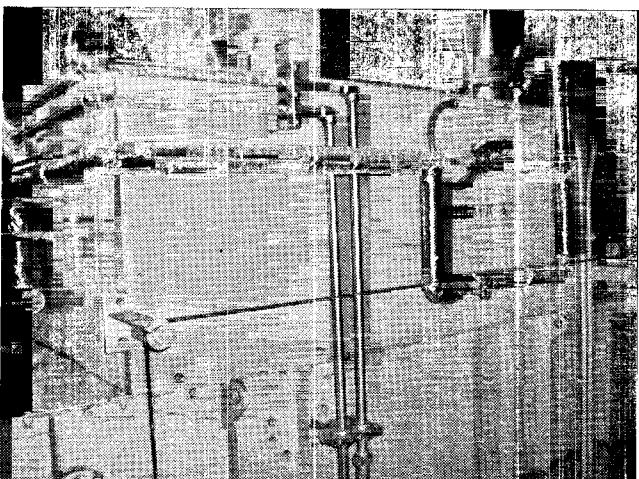


(写真2) 開閉式の天窓



破碎されたごみを搬送するコンベアの途中と、ごみが選別されて溜められる選別物貯留ホッパーにも、温度を感じて散水する設備を増設した。

またプラスチックを搬送する過程でコンベアを水沈コンベアに改造してある。これも発火を防ぐためで、同時に埋め立て用にするごみを選別することが出来る。



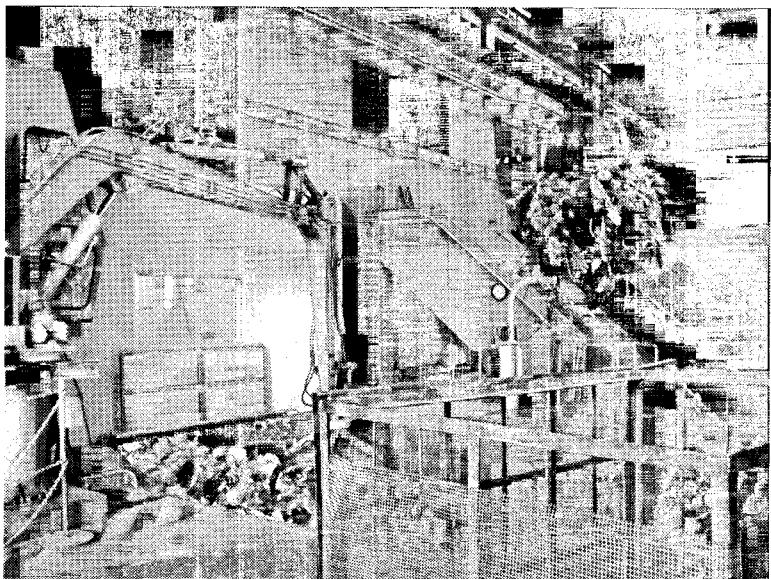
上（写真3）コンベアの消火設備
下（写真4）鉄貯留ホッパー

○防音設備

破碎機にかけられる前のごみから不適物を手作業で除去するピックアップという作業がある。ここで、火災の原因となるスプレー類や、破碎機に絡まる恐れのあるビデオテープなどを取り除く。しかしながらごみクレーンの近くに位置し、ごみが落とされるときなどかなりの騒音が起こる。そこで作業する労働者のために、ピックアップ作業をするコンベアを囲う形で部屋を作った。この部屋の中では、かなり騒音がおさえられ、また空調設備も備えられ作業環境が非常に改善された。



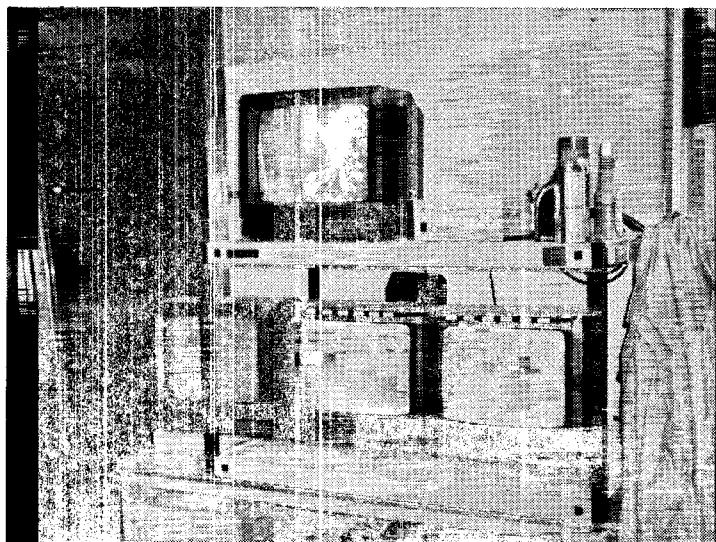
(写真5) ピックアップ室の中



(写真6) 左奥がピックアップ室

2 ごみ焼却施設

○ピットへの転落事故対策



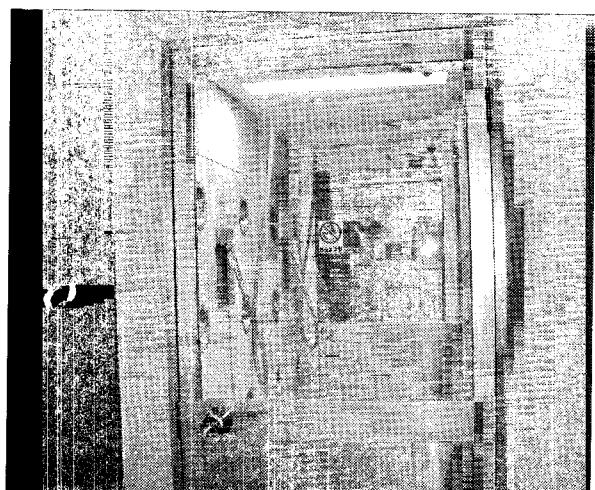
(写真7) ピット内を写すモニター・上段

ごみ処理場の労災として考えられるものに、収集されてきたごみを一旦貯めるごみピット内にプラットホームから作業員やごみ収集車が転落する事故がある。そういう事故をすぐに発見し迅速な対応を取るために、ピットの天井に監視カメラが設置された。ピットからごみを運び出すクレーンを操作するクレーン室内にモニターがあり、そこからの操作でカメラの方向や望遠率を自在に変え、ピット中が見渡せる。

またプラットホームにも事故を知らせるための内線電話が設置された。

○ダイオキシン対策

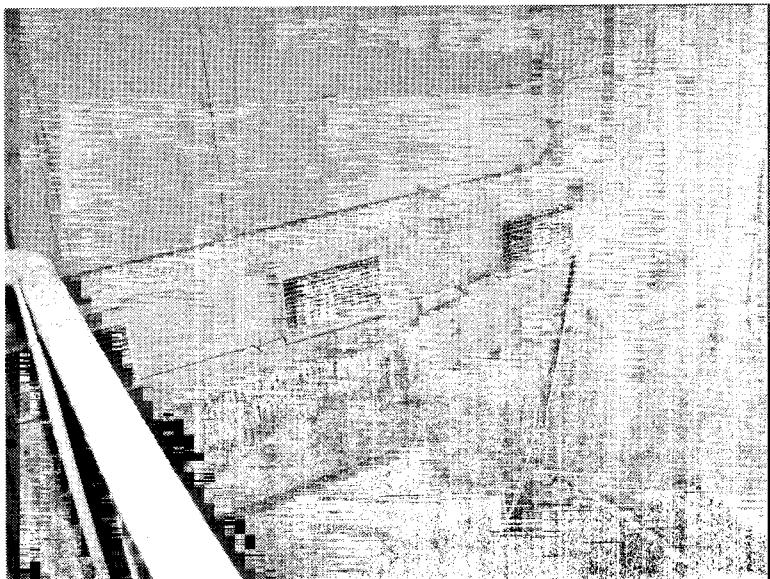
ダイオキシン問題が注目されるようになって、今年4月エアーシャワールームが新設された。集じん機内の灰除去作業や炉内での定期検査の立会いやクリンカー（炉内の壁に付着する溶解したプラスチック類など）の除去作業で、防じん服についた粉じんなどは、ここできれいに落とされる。以前は工場内に数ヶ所ある計装エアホースで払っていたが、シャワールーム内で取り扱うようになって、ダイオキシン類を含む可能性のあるほこりなどが外部へ漏れるのを防げるようになった。



(写真8) エアーシャワールーム

○防臭対策

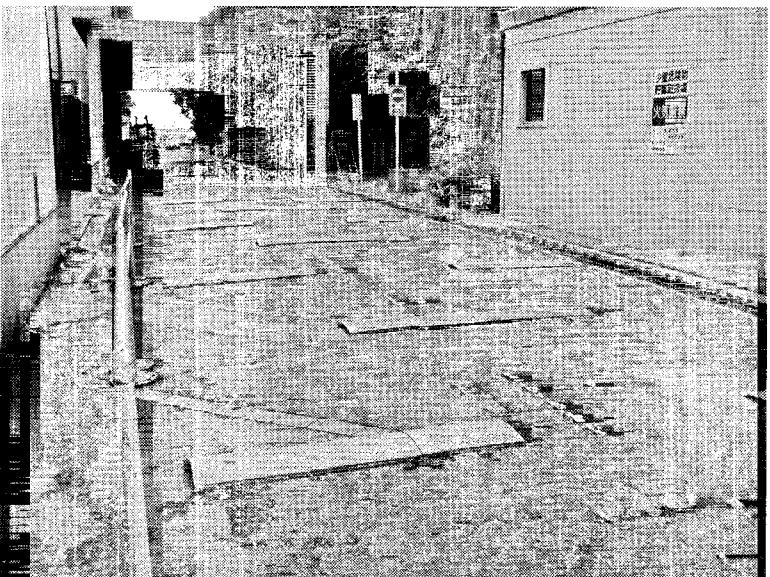
地下の燃滓汚水槽には防臭対策として、給気ダクトにより屋外の新鮮な空気を槽内に取り入れ、悪臭を排気ダクトで外部の安全な場所へ排出するようになっている。



(写真9) 給気ダクト

○構内での交通事故防止

構内にはごみ収集車が絶えず出入りする。スピード制限が設けられているが、うっかりスピードを出す車もある。そこで一旦スピードを落としてもらうために、搬出道路にかまぼこ状の板を設置し、路上に凹凸をつけた。



(写真10)

労災職業病ホットラインに 45件の相談

全国安全センターが毎年行っている全国一斉電話相談が10月2日から3日間行われた。当安全センターもこれに参加、地域労働安全衛生センターがあるところなど全国で16ヶ所で相談電話が開設された。

全国安全センターでは「厳しい経済・雇用情勢とその中で相次ぐ事故災害の多発等を反映してか、各地のマスコミ媒体にも例年以上に取り上げていただき、過去最高の210件の相談が寄せられた」と総括している。

日常化している「労災隠し」

安全センターでは「やめよう労災隠し」をサブテーマにし、新聞各社が取り上げてくれたことで去年を上回る45件の相談が寄せられた。また今回は、建設労働者のじん肺に着目して大阪市内的一部の地域でチラシを新聞折り込みで配布した。

労災隠しに関連したものでは次のような相談があった。

◇ ぎっくり腰。会社には「悪いようにはせんから」と言われ健保扱いされていた。知人の世話で労災扱いになったものの退職を強要され退職願を書いてしまっ

たが退職を取り消したい。

◇ プレス加工工場で椎間板ヘルニアになり社保で治療して治った。労災に切り替えたいが、会社も医者も協力してくれない。

◇ 10年前に親指と示指を切断。今から労災補償を受けられないか。

◇ 工場内で機械の構造上の欠陥が原因で事故。協力会社が労災隠しをしようとした。3ヶ月休業した。「だまっていてくれ」「いいようにする」と協力会社で言われたが納得できず労基署に行った。身の回りでも労災隠しが多い。

◇ 従業員が転落事故に遭ったが、元請は「ええようにしてやる」と言ってそのままになっているという建設会社の下請会社の経営者からの相談。

◇ 手の指を負傷したが元請が労災で治療をするなと言ったのではじめそれに従つたが、4ヶ月たってから管轄の労基署に通報し発覚させて労災を適用させた。

◇ 清掃会社のパートだが社員の人たちが仕事で骨折したり、手を切ったりしているのに労災扱いしていない。なんとかできないか。

◇ イベント会場作りのテント張りのとき

労災職業病ホットラインに寄せられた相談件数

地 域	相談件数	実施団体・備考
東 京	32件	東京労働安全衛生センター
三多摩	11件	八王子労働安全衛生ネット（ST：職場の悩み・メンタルヘルス何でも相談）
神奈川	1件	(社)神奈川労災職業病センター（ST：介護労働ホットライン）
新 潟	9件	(財)新潟県安全衛生センター
三 重	3件	三重安全センター準備会(10.4のみ)
大 阪	45件	関西労働者安全センター（ST：労災隠しホットライン）
兵 庫	13件	尼崎労働者安全衛生センター(10.7-8)
兵 庫	11件	ひょうご労働安全衛生センター
広 島	40件	広島労働安全衛生センター
松 山	15件	えひめ社会文化会館労災職業病相談所
新居浜	13件	愛媛労働災害職業病対策会議
高 知	0件	(財)高知県労働安全衛生センター（10.2のみ）
熊 本	2件	熊本県労働安全衛生センター
大 分	6件	(社)大分県勤労者安全衛生センター
宮 崎	0件	旧松尾鉱山被害者の会
鹿児島	9件	姶良ユニオン／姶良地区平和運動センター
合 計	210件	

*備考欄に記載のないものは、10.2-4(ST：サブ・テーマ)

テントが崩れ両手を負傷した。健保を使って自己負担で支払ってきたが治療費が約10万円を超え、また後遺症の問題もあるので労災に切替えたい。リストラが流行っていることもあり、あえて労災を申請しなかったが会社から何かされないか不安。

◇ ある会社でグラインダーのバリ取りで目の負傷、現金治療させているのはおかしいという通報電話。

◇ 大手建設会社の建設現場で重量物を動かそうとしてぎっくり腰を起こし1週間程度休業。その後、作業中に腰痛を繰り返しました病院に行った。雇用主の下請会社は健康保険でやらそうとしたが本人や主治医の意見で労災扱いにさせ、元請の労災保険で治療した。最近、症状固定し

現在障害補償を請求中だが、直接の雇用主の下請会社が「これまでしたことのないようなケースで労災にしてやった。元請にも迷惑をかけた。よそへ行け。」と職場復帰を認めようとしていない。

全体的に会社側が労災にすることを嫌うことが労災隠しの原因になっている事例がほとんどで、そのために労働者もあえて労災にしてくれと申し出ることをためらうという現実があることを示している。そしてやっと労災の適用を実現しても、今度は被災労働者の職場復帰に協力しないというきわめて悪質な企業も存在しているのがわかる。

職場復帰に関して労働行政は、労基法19条の労災休業者の解雇禁止規定のほかは

強制力を持って被災労働者を守る法的手段をもっていないためあって、職場復帰の援助という点についてはきわめて及び腰で、わずかにある職場復帰援護金制度も有效地に活用されていないというのが現実だ。

作業関連疾患や精神疾患

上肢作業障害などの作業関連疾患や精神疾患を発症した労働者に対して、企業が前向きに取り組んでいない状況が今回の相談からもうかがえた。ケガの類でも「労災隠し」されてしまうケースが多々あるのだから、この場合はより難しいとはいえようが、厳しい経済環境がこうした傾向に拍車をかけているようである。

精神疾患関連では、必ずしも業務上疾病とはいえない例も含めうつ病、自殺未遂など8件の相談があった。

上肢作業障害などの作業関連疾患については、「自分は仕事が原因だと思うが会社がまじめに取り合ってくれない」といった相談が目につき、これらは労災隠し的な内容のものといえる。たとえば、次のような内容の相談があった。

◇ 荷物運びをずっと行っていてアキレス腱炎になり健保と有給休暇を使ってきた。労災を請求するにはどうすればいいか。

◇ 荷物の発送の作業で腱鞘炎になった。急に仕事が増えたことによって発症。会社から「健康保険扱いです」といつてきたが労災にならないんでしょうか。

◇ 封筒、荷物をつめる仕事を2、3ヶ月

間根を詰めたら腱鞘炎になった。会社には「そういうのはタイピストとか特定の職業の人しかだめだ」と言われた。病院に行って今ギプスをしている。1週間半になる。

じん肺、アスペスト関連疾患でも

アスペスト関連では2件で、うち1件は長年塗装工として働いてきた方の悪性中皮腫の相談だった。また、ハツリ、左官、トンネル工事といった建設労働者からのじん肺関連の相談が5件、鉄物工場労働者からの相談が1件あった。これらの相談の多くについては、じん肺検診医療機関の紹介、労災補償の手続の支援などの対応をはじめている。

以上の相談の他には、損害賠償関係、同僚から感染した結核、脳内出血などいくつかの疾患の業務上外に関するもの、雇用保険の適用に関するものが寄せられた。

安全センターでは、継続的な取り組みになった事案の解決に努力していくことはもちろんのこと、今回の相談結果を労働局交渉など労働行政などに対する取り組みに生かしていきたい。

とりわけ、労働省が統計上労災が減り続けているとしている一方で、まさに労災隠しが日常化していること、じん肺や上肢作業障害、腰痛など救済されるべき作業関連疾患の被災労働者が依然として多いこと、うらを返せば安全衛生対策がまだまだ不十分であることを声を大にして訴えていかなければならぬ。



給食調理員の「右肩関節脱臼、同腱板断裂」で 公務外認定処分の取消裁決

高槻市職 高槻

高槻市立の小学校の給食調理員が昨年5月、後かたづけ作業中、食器かごを食器保管庫に収納する作業において右肩関節を負傷し、公務災害として地公災基金大阪府支部に認定請求をしたところ、支部は「(受傷時の動作は)日常生活において行われる動作と特に異なるものとは認められない」と、主治医による検査所見において「右肩腱板の萎縮が極めて重度で、軽度の外力でも断裂及び脱臼を来た可能性がある」と、「肩関節周囲炎での長期の治療歴がある」となどを根拠に、今回の障害は基礎疾患を主因とするものであるとして公務外処分を行った。

当該調理員と所属する高

槻市職では、事実誤認が存在することも含めてこの不当な処分の取消を求め支部審査会に審査請求をおこなっていたが、審査会は8月29日付で公務外処分を取消し公務上とする裁決を行った。

審査会において請求側は、まず「受傷時の動作内容が認定請求書等に記載されているものとは異なる」と主張した。

認定請求書の記載内容では「洗浄済みの食器の入った食器かごを保管庫の3段目にしまおうとした途端に「ゴトッ」という音と共に右腕がブラブラし・・・」となっていた。ところがこれは、事務担当者が本人に質問して記載するという書類作成過程において、事実が

不正確に記載されてしまったものだということが判明、実際は、食器かごを4段重ねにして洗浄済みの食器を詰め、所定の数になつたところで収納しようとして持ち上げたときに、食器かごが噛み込んでしまい全部ひついついてきたためにこれを引き離そうとし左手で一番下のかごを持ちながら引き上げようとした右手に強い力を入れたときに起こった傷害であった。

審査会は、この申し立てを受け次のような判断を行った。

まず、前述したような発生状況の申し立ては一人作業のため「真実であるか否かを明らかにすることは困難である」とした上で、起こった「右肩関節脱臼」は腱板の萎縮があったとしても当初申し立てられた食器かごを単に保管庫へ収納するような動作で起ころとは考え難く「右肩に一時的にかなりの外力が加わったものと考えるのが妥当」と推論し、災害発生後すぐに受診しているを考慮すると請求人の申し立て通りの発生状況があったと認定、そし

て、この動作が「通常の動作と異なる」ものであるとして、相当因果関係、公務起因性を認めるとしたのであった。

以上をみると、今回の公務外処分は、地公災基金が災害発生状況を正確に把握できていなかつたことが最大の原因であったと考えら

れ、書面審査一辺倒の地公災基金の審査方法の欠陥を露呈したといえる。また、腱板の萎縮という検査所見を必要以上に重要視し、「これは素因によるものだ」という偏見・先入観をもって公務上外の審査を進めたことも間違った公務外処分を行ってしまった大き

な要因だろう。

ヘルニアにしろなんにしろ、器質的要因がみつかれば、はじめから公務外だと決めてかかる地公災基金の傾向については問題が大きいことを改めて示した今回の裁決であった。

めが横行しており、抜本的な対策が必要であると述べられた。注目されているじん肺合併肺がん問題については、労働省専門検討会の動きが報告されると共に、すべてのじん肺合併肺がんを労災として扱うように労働行政に対して引き続き強く求めていくことが確認された。

とりわけ近年「じん肺撲滅」というスローガンが叫ばれているが、これがじん

全国じん肺患者同盟大会開かれる

浜松

全国じん肺患者同盟第36期全国代表者会議が9月28日、浜松市で開催され、弁天町支部からの3名と共に安全センター事務局も参加した。同盟は現在、加盟63組織（県連、支部）、会員総数5166名を組織しており、今大会には、各組織から128名が参加した。

大会では、労働省との交渉経過などを中心とする1年間の活動報告と今年度の運動方針などが執行部から提案され、満場一致で承認された。

経過報告では、中央省庁再編の中で、被災者の声を無視した行政の推進が懸念される、同盟が求めてきたじん肺関係新規施策については何ら動きがない、その反面、じん肺補償の切り縮

肺隠しになることは断じて許されないということが強調された。

大会の冒頭において岩田国夫常任顧問は、事業所によつてはじめん肺検診の替え玉受診が行われている現状

を指摘しながら「2015年までにじん肺を撲滅する」というスローガンがあるが、年々、取扱いが厳しくなつてあり、現状では単なる「じん肺撲滅」は「じん肺隠し」に繋がる。行政の

中には、合併症の認定を制限し、じん肺死を私病化していく流れが強まつてゐる。「じん肺撲滅」ではなく、「じん肺隠しの撲滅」を。」と訴えた。

労災補償研究会を開催

連合大阪 大阪

連合大阪労働安全衛生対策会議は安全担当者向けに労災補償対策に関する研究会を隨時行つてきており、9月14日は「じん肺、アスペクト被害に対する労災補償の動向」をテーマに開催した。

じん肺とその合併症、アスペクト関連疾患（肺ガン、悪性中皮腫）の労災認定基準の解説、大阪労働局管内における労災補償状況が報告されるととも、最近の労働保険審査会における

じん肺関係の裁決事例が紹介された。

公表されている労働保険審査会の裁決集によると、1997年4月から1998年11月までの1年半の間にじん肺関係では51件の裁決が行われ、うち3件が原処分取消、48件が棄却されているという実態であることが明らかにされた。

じん肺肺がんの関連では、7件の裁決が行われ、すべてが棄却されている。

そのいずれにおいても審査会は、労働省通達（608号通達）で定められた「管理4または4相当のじん肺患者に発症した肺ガンだけを労災として取り扱う」とする労災認定基準を妥当な基準として画一的に判断してあり、じん肺と肺癌の因果関係を認めている最新の医学的知見をまったく反映していないことがわかつた。じん肺肺がん問題の最新情勢も報告された。

今後、研究会は2ヶ月に1回のペースで開かれることになっており、次回は運動競技会への参加にかかる労災適用をテーマに行われる。



9月の新聞記事から

9/2 午後5時10分ごろ、滋賀県大津市の京滋バイパス下り線で、追い越し車線から走行車線に入ろうとした乗用車が運送会社の大型トラックと衝突。乗用車の運転手は頭などを強く打って死亡、同乗していた息子も重傷。トラック運転手が軽傷を負った。

「資生堂」の子会社「大阪資生堂」の大坂工場で、8/23 男性用乳液製造中に突然炎が上がり、従業員2人がやけどを負う事故があったことが分かった。同社は消防局や監督署に報告していなかった。原因について「水と樹脂、アルコールを混合する工程の順番を間違えた」と説明した。

9/5 福井県大飯町の関西電力大飯原発1号機で、8月に核燃料集合体1本から放射能漏れが確認されたトラブルで、関電は集合体を構成する燃料棒1本に、ピンホールが開いたのが原因と推定されると発表した。

9/6 今年5月東京都調布市の国道で2人が死亡するなどした玉突き事故で、運送会社がトラック運転手に過重労働をさせていたとして、警視庁交通捜査課と調布署は道路交通法違反の容疑で、福岡運輸名古屋営業所所長とフカヤ運輸サービス運行管理課長の2人を逮捕。また、運転手をフカヤ運輸サービスに派遣した人材派遣会社が労働者派遣法の認可を受けておらず、同法違反で近く書類送検する。

午前5時35分ごろ、大阪市浪速区の路上で、出勤途中の女性店員がワゴン車の男に手提げかばんをひったくられ、転倒して軽いけが。

豊能郡美化センターの解体工事をした作業員の血液中から高濃度ダイオキシンが検出された問題で、原因究明のため労働省と大阪労働局は同センター内に保管されている汚染物サンプルを採取する。

9/8 午後4時35分ごろ、広島県竹原市の国道の下りカーブで運転を誤ったトラックが、道路沿いの西日本環境開発協同組合の敷地に突っ込んだ。トラックは敷地内を歩いていた社員2人をはね、駐車していた車5台に衝突した。はねられた1人が即死、トラックの運転手を含め4人が重軽傷。

午後3時半ごろ、広島市安芸区の国道で東広島市立高美が丘小学校の3年生を乗せた観光バスに、センターラインを超えたタンクローリーが正面衝突。バス

の運転手が重傷、タンクローリーの運転手、生徒43人、教師2人が軽いけが。

9/11 停滞した前線と台風14号の影響で、西日本から東北地方までの広い範囲で天候が悪くなり、東海地方で記録的な豪雨に見舞われ洪水が起こるなど、各地で被害が出た。

午前6時20分ごろ、北海道日高管内浦河町の南約33キロの沖合で沖合底引き網漁船「第5竜宝丸」が転覆。乗組員18人のうち4人を救助、14人が行方不明。

9/12 大阪南労働基準監督署は、無免許の作業員にクレーンを操縦させて死亡事故を起こした大阪市平野区の金属加工業「太平鋼業」と社長を、労働安全衛生法違反の疑いで大阪地検に書類送検した。

9/13 神戸市灘区の給食委託業者「ウオクニ」が営業を請け負う、大阪市中央区の薬品メーカーの社員食堂の定食で、社員44人が食中毒をおこし、大阪市は社員食堂を3日間の営業停止処分。

9/16 午後8時50分ごろ、富山県立山町の北アルプス・立山の天狗平付近で、資材運搬中のヘリコプターが墜落炎上し、2人が焼死体で見つかり、1人がやけどで重傷。

9/19 ミノルタの子会社で光学部品メーカーの南海光学工業の工場敷地内の地下水から、最高で環境基準値の300倍を超える有機塩素系化学物質のトリクロロエチレンが検出された。

9/21 尼崎公害訴訟の控訴審が大阪高裁で始まり、裁判長は「事前の和解勧告に国と公団は応じなかつた。では速やかに判決をするのが裁判所の役割」として、国と公団の追加立証を認めず、即日裁判を結審した。

9/22 トンネルじん肺訴訟で前橋地裁は、原告22人と被告のゼネコン30社に、和解提案書を提示した。

9/27 午後8時38分、中国南西部の貴州省水城県の木沖溝炭坑でガス爆発が発生し、作業員36人が死亡、122人が行方不明。

9/30 今年5月に神戸市東灘区のスクランプ加工会社「島文」御影工場で、医療用ラジウム針の入った鉛容器が見つかった事件で、放射線障害防止法違反容疑で兵庫県警の操作を受けた和歌山県新宮市内の医療機器販売会社の社員が、調べに対して標識に粘着テープを張ったと供述をしていることが分かった。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可 「関西労災職業病」

10月号(通巻299号) 00年10月10日発行

(毎月一回10日発行)

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパー・リリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパー・リリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief 用	Super Relief - (ツートン)	グレー・ブルー 骨盤回り	ウェスト 骨盤回り	56-65 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。
■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259